**お 願 い（主治医の先生へ）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野家庭裁判所

　この度先生がご担当の（本人　　　　　　　）さんに対し，後見開始等の審判申立が検討されています。ついては，診断書の作成や必要がある場合の鑑定書の作成について，何卒ご理解，ご協力をお願いいたします。

**１　診断書について**

　⑴　家庭裁判所では，親族等の申立てに基づき，本人の能力がどの程度で，どの程度の援助が必要か，誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際，本人の状況を明らかにする資料とするために，申立てに際して「診断書」の添付をお願いしております。添付の診断書記載ガイドラインと記載例を参考にしていただき，診断書の作成をお願いします（添付の記載例以外の事例は <http://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/> を御覧ください。）。

⑵　診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくために，家庭裁判所が平成３１年４月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には，ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお，記載内容についてのお問合せは，「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

　⑶　ご提出の診断書の内容について，後日，家庭裁判所調査官等から電話で確認をさせていただくことがあります。申立てをした方（親族等）の承諾を得た上で問い合わせておりますので，ご協力をお願いいたします。

**２　鑑定について**

　⑴　鑑定に際しては，「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており，わざわざ家庭裁判所にお越し願うことはありません。また，通常，家庭裁判所での証人尋問等は行われません。

　⑵　家庭裁判所では，本人の負担を軽減するため，なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしております。そのため，後見開始等の申立予定者には，事前に主治医の先生に，本人の鑑定の引受けに関するご意向をお尋ねした上で，申立てをするようにお願いしています。

　　　ご多忙中恐縮ですが，別添の「診断書付票」に必要事項をご記入の上，申立予定者に手渡して下さい。お引き受け願えない場合は，その旨を申立予定者にお伝え下さい。正式に鑑定をお願いする場合には，後日書面を送付させていただきます。

（問合せ先）